

○津山市地域づくりサポートセンター条例

平成29年9月20日

津山市条例第22号

(目的及び設置)

第1条 地域住民と協働の地域づくりを実現するため、地域の課題の解決に主体的に取り組む活動（第3条第1号において「地域づくり活動」という。）及び特定非営利活動（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第1項に規定する特定非営利活動をいう。）、ボランティア活動その他の営利を目的とせず、不特定かつ多数のものの利益のために行う活動（第3条第1号において「市民活動」という。）の支援及び推進を図るための拠点施設として、津山市地域づくりサポートセンター（以下「センター」という。）を設置する。

(位置)

第2条 センターは、津山市大田920番地に置く。

(業務)

第3条 センターは、第1条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 地域づくり活動及び市民活動に関する相談、研修並びに情報の収集及び提供に關すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために市長が適当と認める業務に關すること。

(センターの管理)

第4条 センターの管理は、津山市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年津山市条例第100号。第6条において「指定手続等条例」という。）に基づき、市長が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせることができる。

(指定管理者が行う業務)

第5条 前条の規定により指定管理者がセンターの管理を行う場合、指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) センターの維持管理に関する業務
- (2) センターの設置目的を発揮するための事業に関する業務
- (3) センターを利用する者（以下「利用者」という。）の利便性を向上させるために必要な業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、センターの運営に関する事務のうち、市長のみが行うことのできる権限に関する事務を除く業務

(指定管理者の権限)

第6条 指定管理者は、指定が効力を有する間、次条から第10条まで及び第13条に規定する市長の権限を行うものとする。ただし、指定手続等条例第7条第1項の規定により、管理の業務の全部又は一部の停止を命ぜられた期間における当該停止を命ぜられた業務に係るものを除く。

(開館時間)

第7条 センターの開館時間は、午前10時から午後7時までとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第8条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

(1) 火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下この号において「休日」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）及び日曜日

(2) 12月27日から翌年1月4日まで

(特別の設備等の設置)

第9条 利用者は、センターの利用に際して特別の設備をし、又は備付けの器具以外の器具を利用しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、センターの管理上必要があると認めるときは、利用者の負担において、必要な設備を義務付けることができる。

(入場の制限)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その者の入場を拒み、又はその者に対して退場を命ずることができる。

(1) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれがあると認めるとき。

(2) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、センターの管理上支障があると認めるとき。

(禁止行為)

第11条 利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 許可なくして行う募金その他これに類する行為

(2) 許可なくして行う物品の販売, 宣伝, 広告その他これらに類する行為

(3) 前2号に掲げるもののほか, 規則で定める行為

(利用者の管理責任)

第12条 利用者は, センターの利用に当たっては, 施設又は設備若しくは器具(次条第1項及び第14条において「施設等」という。)を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

(原状回復義務)

第13条 利用者は, センターの利用を終えたときは, 直ちに施設等を原状に復さなければならない。

2 市長は, 利用者が前項に規定する義務を履行しないときは, これを原状に復し, それに要した費用を利用者から徴収することができる。

(損害賠償)

第14条 利用者は, 施設等を毀損し, 汚損し, 又は滅失させたときは, 市長の指示に基づき, これを原状に復し, 又は市長が認定する損害額を賠償しなければならない。ただし, 市長がやむを得ない事由があると認めるときは, この限りでない。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか, この条例の施行に関し必要な事項は, 市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は, 平成30年10月1日から施行する。ただし, 第15条及び次項の規定は, 公布の日から施行する。

(準備行為)

2 市長は, この条例の施行前においても, この条例に基づく事務の実施に必要な行為をすることができる。

(津山市コミュニティセンター条例の廃止)

3 津山市コミュニティセンター条例(平成13年津山市条例第37号)は, 廃止する。